

ひとまわり大きな安心をプラス！ **主な特約(オプション)** さらに充実した補償プランもお選びいただけます。

**日常生活上の賠償責任が心配な方へ**  
**個人賠償責任特約**

次のような偶然な事故により他人の身体を傷つけたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担し、損害を被った場合に保険金をお支払いします。

- 保険証券記載の被保険者 居住の住宅の所有、使用または管理に起因する事故
  - 被保険者の日常生活に起因する事故
- ※損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。  
※国内外の事故にかかわらず補償します。



**ご近所付き合いを円滑にするために**  
**類焼損害特約**

お住まいからの失火でお隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の損害賠償責任がなくても、お隣の住宅や家財を補償する特約です。



※このオプションによってお支払いする保険金の受取人は、類焼損害を被ったお隣の家屋などの所有者となります。通常、隣家の方はこの保険契約の内容をご存じないため、事故が発生した際、ご契約者さまから、この保険内容をお伝えいただくとともに、保険会社へ類焼損害の発生をご通知いただくなどのお手続きが必要となります。

**持ち出した家財の損害などが心配な方へ**  
**携行品損害特約(自己負担額1万円)**

保険証券記載の建物(敷地内を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に、偶然な事故により損害が生じた場合に補償します。補償の対象外となる身の回り品がありますので、詳細については、代理店または保険会社までお問い合わせください。



※保険の対象に家財が含まれる場合に限り、  
※国内外の事故にかかわらず補償します。

**業務上の賠償責任が心配な方へ**  
**施設賠償責任特約**

日本国内において発生した次のような偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合に保険金をお支払いします。

- 被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設に起因する偶然な事故
- 被保険者の保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故



※対象業種は、小売店、料理飲食店、事務所、マンション賃貸・管理業に限ります。  
※損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。

**大家さんへ**  
**家賃収入特約**

他人に貸している住宅が火災などにより損害を受けた結果、被った家賃収入の損失を補償します。

※保険の対象に建物が含まれる場合に限り、

※ご契約いただく条件などによっては、前記の特約をセットしていただけない場合もございます。なお、複数のご契約に前記特約をセットした場合、補償に重複が生じることがありますので、ご注意ください。  
各特約をセットしていただく条件や、補償内容の詳細については、代理店または保険会社までお問い合わせください。

**割引制度**

**長期分割割引がございました。割引の詳細は代理店または保険会社にお問い合わせください。**

**知っていましたか？こんなこと**

**家財には建物とは別に保険をつけなければ補償されません。**

家具や家電製品などは、建物とは別に「家財」を対象として保険をつけなければ損害を受けても保険金のお支払いができません。世帯主の年齢や家族構成などを基準に保険金額を設定してください。



※家財には、自動車、総排気量が125ccを超える自動二輪車、通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等は含まれません。ただし、通貨、預貯金証書、印紙、切手および乗車券等は、盗難の場合のみ補償の対象となります。

**標準的な家庭の家財価額表(家財の再調達価額の目安)**

(平成22年1月現在)

世帯主の年齢	1名		2名		3名		4名		5名	
	独身世帯	夫婦	夫婦	子供1名	夫婦	子供2名	夫婦	子供3名	夫婦	子供3名
28歳未満	310万円	540万円	620万円	700万円	800万円					
28歳以上33歳未満		730万円	830万円	890万円	990万円					
33歳以上38歳未満		1,040万円	1,130万円	1,190万円	1,310万円					
38歳以上43歳未満		1,260万円	1,360万円	1,440万円	1,540万円					
43歳以上48歳未満		1,440万円	1,540万円	1,600万円	1,710万円					
48歳以上		1,530万円	1,620万円	1,680万円	1,790万円					

**家財にはお申し込みの際に申告いただかなければ、補償されないものもあります。**



宝石・貴金属・書画・彫刻その他の美術品などで1個または1組の価額が30万円を超えるものや稿本・設計書類などの明記物件は、保険証券に明記しなければ補償の対象になりません。必ず、ご申告ください。

(注)明記物件のうち、宝石・貴金属・美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるものについては、保険証券に明記し忘れた場合でも、保険期間を通じて1回に限り、1個または1組につき30万円を限度として補償の対象となります(300万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度)。なお、事故が生じた後は、明記し忘れた明記物件を遅滞なく保険証券に明記する手続きが必要となります。

**保険金額の設定にあたっては、『保険の対象』について、再調達価額ベースで適正に評価を行う必要があります。**

保険金額の設定方法(「新価・実損払」契約の場合)	ポイント
<p>■「建物」の場合</p> <p>①「建物」の再調達価額基準の評価額を、お客さまと保険会社との間で「協定再調達価額(新価評価額)」として取り決めます。</p> <p>②①の「協定再調達価額」の範囲内で、任意に「建物」の保険金額を設定します。ただし、①の協定再調達価額の10%に相当する額を下回る保険金額の設定はできません。</p> <p>■「家財」の場合</p> <p>※1個または1組の価額が30万円を超える宝石・貴金属等(明記物件)は、保険証券に明記して家財に含めます。</p> <p>①「明記物件」以外の「家財一式」の再調達価額基準の評価額を算出します。 ※家財一式の再調達価額の目安につきましては、左記の、参考「標準的な家庭の家財価額表」をご参照ください。</p> <p>②「明記物件」を保険の対象に含める場合は、その時価額基準の評価額を算出します。</p> <p>③「明記物件」を保険の対象に含める場合は、①の評価額と②の評価額の合計額の範囲内で、任意に保険金額を設定します。ただし、②の評価額を下回る保険金額の設定はできません。</p> <p>④「明記物件」を保険の対象に含めない場合は、①の評価額の範囲内で任意に保険金額を設定します。</p>	<p>■「建物」については、「評価済保険」となり、事故時に再評価を行いません。なお、保険期間が5年を超える長期契約の場合は、「保険金額調整等に関する追加特約」が自動セットされ、物価変動率が5%超のマイナスとなった場合は、保険金額の調整について保険会社からお客さまへご案内します。</p> <p>■「家財」については、事故時に再評価を行います。</p> <p>■この契約方式は「実損払」ですが、左記の評価額を下回って保険金額を設定した場合は、保険の対象が全焼・全壊等となり、自己負担額がなし(0円)のときでも、保険金だけでは同等のものを再築・再取得ができないことがあります。建物については協定再調達価額、家財については評価額に基づき、それぞれ過不足なく保険金額を設定することをおすすめします。</p>

**地震保険をつけていないと、地震が原因の火災ではお見舞金(地震火災費用保険金)しか支払われません。**

地震保険に入っていれば…



地震保険にご加入された場合、地震保険の保険料は地震保険料控除の対象となります。(平成19年1月より)

**だから**  
地震保険をお申し込みになっていない場合は、地震・噴火・津波による損壊・埋没などの損害や、地震による火災・延焼損害に対して保険金がお支払いできません。地震保険をセットしてご契約いただくことをおすすめします。

	払込保険料	保険料控除額
所得税	50,000円以下	払込保険料全額
	50,000円超	50,000円
住民税	50,000円以下	払込保険料×1/2
	50,000円超	25,000円



# 地震保険のおすすめ

地震保険はセットとなりますが、ご希望によりセットしないご契約も可能です。

## 1 補償内容

地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

### お支払い例



「安心あっとホーム」では、地震保険をセットしないと…  
 ①地震による火災(およびその延焼・拡大損害)によって生じた損害  
 ②火災(発生原因の如何を問いません)が地震等によって延焼・拡大したことによって生じた損害  
 はいずれも補償の対象となりません。

### お支払いできない主な例

- 保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反による事故
- 戦争、内乱などによる事故
- 地震等の際における紛失または盗難
- 地震などが発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた事故等

## 2 お支払金額

損害の程度	建物	家財	全損	半損	一部損
全損	建物の地震保険金額の100% (時価額が限度)	家財の地震保険金額の100% (時価額が限度)	地震等により損害を受け、①主要構造部(基礎、柱、壁、屋根等)の損害の額が、その建物の時価額の50%以上となった場合、または②焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合	地震等により損害を受け、①主要構造部(前記に同じ)の損害の額が、その建物の時価額の20%以上50%未満となった場合、または②焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合	地震等により損害を受け、①主要構造部(前記に同じ)の損害の額が、その建物の時価額の3%以上20%未満となった場合、または②建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らない場合
半損	建物の地震保険金額の50% (時価額の50%が限度)	家財の地震保険金額の50% (時価額の50%が限度)	地震等により損害を受け、損害の額がその家財の時価額の80%以上となった場合	地震等により損害を受け、損害の額がその家財の時価額の30%以上80%未満となった場合	地震等により損害を受け、損害の額がその家財の時価額の10%以上30%未満となった場合
一部損	建物の地震保険金額の5% (時価額の5%が限度)	家財の地震保険金額の5% (時価額の5%が限度)			

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆5,000億円\*を超える場合、算出された支払保険金総額に対する5兆5,000億円\*の割合によって削減されることがあります。

\*総支払限度額は、平成22年1月1日現在のものです。なお、総支払限度額は今後法令により変更される場合があります。

## 3 ご加入にあたって

ご契約の対象  
 居住用の建物…住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。  
 家財…ただし、通貨、預貯金証書、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類等は含みません。

### 地震保険の保険金額

建物・家財ごとに「安心あっとホーム」の保険金額の30%~50%に相当する額の範囲内で、地震保険の保険金額を定めていただきます。ただし、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。(地震保険に2契約以上加入されている場合は保険金額を合算して上記限度額を適用します。)

※家財のうち、明記物件は地震保険の対象となりませんので、明記物件の保険金額を合算する前の家財の保険金額に基づき、地震保険の保険金額を定めていただきます。

### 地震保険のお申し込み

**地震保険**だけではご契約できません。

「安心あっとホーム」にセットして地震保険をお申し込みください。「安心あっとホーム」のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、「安心あっとホーム」のご契約期間中の途中から地震保険をご契約いただくことができますので、ご希望される場合には、代理店または保険会社にお問い合わせください。

### 地震保険の割引制度について

地震保険には住宅の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用を受けるためには、所定の確認資料の提出が必要です。なお、本割引は確認資料をご提出いただいた日以降の保険期間について適用されます。

- ①免震建築物割引:30%  
住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合
  - ②耐震等級割引:10~30%  
●住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)を有している場合  
●国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合
  - ③耐震診断割引:10%  
地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合
  - ④建築年割引:10%  
昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合
- (注)上記①~④の割引は重複して適用を受けることはできません。

所定の確認資料とは下記のものを行います。ただし、既にいずれかの割引の適用を受けている場合は、当該住宅に関わる保険証券等(写)を確認資料とすることができます。

**免震建築物割引・耐震等級割引**  
 建設住宅性能評価書(写)(未交付の場合は設計住宅性能評価書(写))、耐震性能評価書(写)(耐震等級割引の場合に限ります。)

**耐震診断割引**  
 耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示185号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写)、耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書)

**建築年割引**  
 建物登記簿謄本(写)、建物登記簿権利証(写)、建築確認書(写)、検査済証(写)等の対象建物の新築年月が確認できる公的機関等(国・地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関など)が発行する書類(写)

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合は、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、警戒宣言に関する地域に所在する建物または家財については地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできませんのでご注意ください。

## ご契約時にご確認いただきたいこと

### 1 保険の対象について

保険の対象について、お客さまが事故に備えたいものと一致しているかご確認ください。貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものや、稿本や設計書など(明記物件といえます。)、お申し込み時にご申告いただき、保険証券に明記されていなければ補償されません。※詳しくは10ページをご参照ください。

### 2 保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の用途について

「安心あっとホーム」でご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅(共同住宅\*1を含みます。)、併用住宅\*2です。住居部分のない専用店舗・事務所等はご契約できません。

\*1 共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。

\*2 併用住宅とは、住居と住居以外の用途(事業)に併用される建物をいいます。



### 3 保険の対象となる建物または家財の所有者について

保険の対象となる建物または家財の所有者をご確認ください。ご契約者と所有者が異なる場合は、ご契約の際に申込書に記載する必要があります。また、保険金をお受け取りいただける方は、所有者の方です。

### 4 保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地について

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地をご確認ください。保険の対象の所在地は、保険料を決める際に重要となります。ご契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に申込書に記載する必要があります。

### 5 保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の構造について

「安心あっとホーム」の構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。保険料は構造級別によって異なります。

#### 以下の1.または2.の条件に合致する場合はご注意ください。

木造建物であっても以下の①~③のいずれかに該当する場合は、T構造となります。

①耐火建築物 ②準耐火建築物 ③省令準耐火建築物  
 上記に該当する場合は、所定の確認資料が必要となります。

H構造の建物のうち、前契約の構造級別がB構造または2級構造である継続契約の場合は、経過措置を適用し、H構造の料率から引き下げた料率を適用します。継続契約が他の保険会社からの切替契約の場合は所定の確認資料が必要となります。



- 1.下記の(a)~(d)のいずれかに該当する共同住宅  
 (a)コンクリート造建物 (b)コンクリートブロック造建物  
 (c)れんが造建物 (d)石造建物
  - 2.耐火建築物の共同住宅
  - 1.下記の(a)~(d)のいずれかに該当する共同住宅以外の建物  
 (a)コンクリート造建物 (b)コンクリートブロック造建物  
 (c)れんが造建物 (d)石造建物
  - 2.鉄骨造建物(耐火建築物、準耐火建築物、省令準耐火建築物に該当する場合は除きます。)
  - 3.耐火建築物(共同住宅以外) 4.準耐火建築物 5.省令準耐火建築物
- M構造およびT構造に該当しない建物

### 6 保険の対象の保険金額の設定について ※詳しくは10ページの「保険金額の設定方法」をご参照ください。

保険の対象となる建物、家財または明記物件の保険金額の設定については、それぞれ以下の方法によって算出します。

- 1.建物の保険金額  
 保険の対象である建物を、修理・再築・再取得するのに必要な額を基準とした再調達価額で評価を行い、お客さまと保険会社との間で「協定再調達価額」を取り決めます。保険金額の設定は「協定再調達価額」の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。ただし、「協定再調達価額」の10%未満の額を保険金額とすることはできません。
- 2.家財の保険金額  
 保険の対象である家財を、修理・再取得するのに必要な額を基準とした再調達価額で評価を行います。再調達価額の目安については、9ページの「標準的な家庭の家財価額表」を参照してください。保険金額の設定はこの評価額の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。
- 3.明記物件の保険金額  
 明記物件の評価額は、家財の保険金額とは別に、時価額を基準に算出します。

### 7 他の保険契約がある場合について

他の保険契約(共済契約を含みます。)\*がある場合には必ずお申し出ください。ご契約にあたっては、他の保険契約(共済契約を含みます。)\*とあわせて再調達価額に過不足なく保険金額をお決めください。

## ご契約後にご注意いただきたいこと ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に以下の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、代理店または保険会社までご連絡ください。特に以下の①~⑨までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

- ①建物の構造・用途の変更 ②保険の対象の移転 ③住居部分がなくなった ④建物内の職業・作業規模の変更 ⑤面積の変更 ⑥施設または設備、業務遂行名称の変更(施設賠償責任特約をセットする場合) ⑦保険の対象の譲渡/保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約が失効しますのでご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。⑧ご契約者の住所・通知先変更/保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、ご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。⑨上記以外の変更/上記以外の変更をご希望の場合は、あらかじめご連絡ください。

#### ご通知をいただいた後の契約の取扱い

左記通知をいただく場合において、以下のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますのでご注意ください。  
 A日本国外に保険の対象が移転した場合  
 I住居部分がなくなった場合